

令和8年2月8日執行

# 最高裁判所裁判官国民審査公報

鹿児島県選挙管理委員会

## 告示番号：1

略歴



最高裁判所判事  
たか す じゅん  
いち



最高裁判所判事  
おぎ の まさ み  
み

昭和六二年四月	東京都葛飾区生まれ。春日部高校、法政大学法学部卒業。京都大学大学院法学研究科政治理論専攻修了・京都大学博士（法学）。法政大学名譽教授。
平成二年四月	法政大学法学部非常勤講師
一六年四月	法政大学大学院法務研究科教授
二一年一月	法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事
二八年六月	公益財団法人日本連法務研究財団常務理事
二〇〇九年四月	法政大学大学院法務研究科長
令和元年五月	日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二年六月	日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
七年三月	最高裁判所判事

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和七年六月二三日 第二小法廷決定

医療觀察法四二条一項の決定に対する抗告の申立書の記載方

式や抗告申立ての期間等をどのように定めるかは、立法政策の

問題であつて、憲法適否の問題ではない（全員一致 裁判長）。

二 令和七年九月二六日 第二小法廷決定

令和六年に行われた衆議院議員総選挙当時において、公職選

挙法二三条一項、別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の

選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に

あつたといふことはできず、憲法二四一条一項等に違反しないと

した多数意見の結論に賛同しつつ、本件選挙区割りの下で行わ

れた小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の不均衡は、違

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

三 令和七年一二月二三日 第二小法廷決定

大阪府公務員宿舎の住戸について国有財産法に基づく使用許可

を受けた県は、その権利を保全するため、同住戸の占有者に対

する国の所有権に基づく建物明渡請求権を代位行使して、同占

有者に対して同住戸の明渡しを求めることができる（意見付

加）。

四 令和八年一月九日 第二小法廷決定

令和七年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

五 令和八年一月九日 第二小法廷決定

令和七年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

六 令和八年一月九日 第二小法廷決定

令和七年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

七 令和八年一月九日 第二小法廷決定

令和七年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

裁判官としての心構え

制定された法が、その役割を十分に果たすためには、その法に関する充実した解釈論を構築する必要があり、そのためには最高裁判所の判例が果たす役割が誠に大きいと考えています。現実の紛争事件の解決のために法を適用することが司法の使命である以上、その使命を全うするために適切な法の解釈を試みることに専心する所存です。「法律学は、実現すべき理想の探求を伴わざる限り盲目であり、法と社会との現実的関係に注目しない限り空虚であり、法的構成つまり法解釈の厳密な論理構成を伴わない限り無力である」これはある高名な民法研究者の言葉として私の恩師から教わったものです。私は弁護士だった当時からこの言葉を大切にしてきました。この言葉をこれからも大切にして、最高裁判所裁判官として、当事者の主張をよく聞き、謙虚に、そして真摯に職務に取り組んでまいりたいと思っております。

昭和六一年一〇月	奈良県生まれ。平群東小学校、平群中学校、大阪教育大学教育学部附属高等学校平野校舎（AFS交換留学プログラムによる米国ミネソタ州・ブレインビューハイススクール）。
平成二年四月	筑波大学社会科学系専任講師
五年四月	東京大学法学部助手
一九年四月	司法試験合格
四年四月	法務省民事局総務課法務専門職
一六年四月	学習院大学専門職大学院法務研究科（法科大
一九年四月	学院）教授兼法学部教授
二三年一〇月	一橋大学大学院法學研究科教授
令和七年四月	東京大学大学院法政政治学研究科長・法学部
七月	最高裁判所判事

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和七年一〇月二〇日 第三小法廷決定

全体が包括一罪を構成する業務上横領の事案について月ごとに

の横領金額を明示した訴因に対し一部の月の横領金額につき訴

因を上回る金額を認定するに当たり訴因変更手続を経なかつた

ことに違法はないとした（全員一致）。

二 令和七年一〇月二二日 第三小法廷決定

コントナ倉庫が刑法二三〇条にいう「建造物」に当たるとし

た（全員一致）。

三 令和七年一二月一〇日 第三小法廷決定

病院の診療録中、刑訴法三三三条二号により採用された出所不明確な記載を受傷直後の被害者による申告事実の認定に用い

た第一審判決の認定判断を違法とした（全員一致）。

四 令和七年一二月二三日 第三小法廷決定

住宅の液化石油ガス消費設備につき、無償配管の慣行のもと、

配管の設置費用等に関して、所定の期間経過前に消費者が液化

石油ガスの供給等契約を終了させる場合に所定の金額を液化石

油ガス販売事業者に支払う旨を定めた条項が、消費者契約法九

条にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定

し、又は違約金を定める条項」に当たり、かつ、平均的な損害

は零であるとして、その全部が無効になるとした（全員一致）。

五 令和七年一二月二三日 第三小法廷決定

弁護士がその職務に関して預かり保管する金員を管理するた

め開設した「預り金口座」に係る預金債権について、それが信

託財産に属する財産であるとして弁護士の固有債権者の差押え

を排除できるためには、信託契約の成立要件として少なくとも

信託の目的についての合意の成立を具体的に主張する必要があ

り、また、信託財産に属する財産であるかどうかは事実審の口

頭弁論終結時を基準として判断されるべきであるとした（全員一致、意見付加）。

## 裁判官としての心構え

最高裁判所の役割を念頭に置いて、様々な考え方や主張に複眼的

的の向き合い、何が法であるのかをしっかりと見極め、そうして最高裁判所に対する信頼に応えていきたいと思います。

## 第27回最高裁判所裁判官国民審査

◎投票日 **2月8日(日曜日) 午前7時00分~**

※終了時間は各市町村選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票日に仕事等で用事がある方は、期日前投票が利用できます。

◎期日前投票 **2月1日(日曜日)~2月7日(土曜日)**  
**午前8時30分~午後8時まで**

※期日前投票の行える期間が衆議院議員総選挙と異なります。

期日前投票の行える場所や日時については、各市町村選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙管理委員会では、高齢者や障害のある方にも安心して投票していただけるよう、投票環境の向上に取り組んでいます。投票所で介助のお手伝いが必要な方は、お気軽にお申し出ください。また、ご自分で候補者の氏名を書けない方は、代理投票を行うことができます。詳細は各市町村選挙管理委員会へお問い合わせください。

鹿児島県選挙管理委員会

# 第27回最高裁判所裁判官国民審査

◎投票日 **2月8日(日曜日)**

**午前7時00分～**

※終了時間は各市町村選挙管理委員会へ  
お問い合わせください。

投票日に仕事等で用事がある方は、期日前投票が利用できます。

◎期日前投票 **2月1日(日曜日)**

**～2月7日(土曜日)**

**午前8時30分～午後8時まで**

※期日前投票の行える期間が衆議院議員総選挙と  
異なります。

期日前投票の行える場所や日時については、  
各市町村選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙管理委員会では、高齢者や障害のある方にも安心して投票して  
いただけけるよう、投票環境の向上に取り組んでいます。投票所で介助の  
お手伝いが必要な方は、お気軽にお申し出ください。

また、ご自身で候補者の氏名を書けない方は、代理投票を行うことが  
できます。詳細は各市町村選挙管理委員会へお問い合わせください。